

道路占用者の遵守事項

観音寺市 建設部建設課

(法令等の遵守義務)

- 1 道路の占用及び工事の施行に際しては、道路法、同法施行令、観音寺市道路占用料徴収条例、観音寺市道路占用規則その他関係諸規程を遵守するほか観音寺市長（以下「市長」という。）の指示及び命令に従うこと。これに違反したときは、許可を取消し、道路を原状に回復させることがある。

(占用許可証の表示)

- 2 占用の許可を明らかにするため、市長の指示により、占用物件には道路占用許可書を貼添付し、工事現場には占用許可標示板を掲示すること。

(占用料の納付)

- 3 占用料は、別途交付する納入通知書により指定期限内に納めること。なお、条例その他の規程により占用料が改正されたときは、改正による占用料を納めること。

(復旧費の納付)

- 4 復旧費は、別途交付する納入通知書により指定期限内に納めること。なお、路面復旧費単価が改正されたときは、改正後の単価により復旧費を納めること。

(占用の継続)

- 5 占用期間の満了後引き続き占用しようとするときは、期間が満了する1箇月前までに継続許可申請書を市長に提出し、許可を受けること。

(住所等変更の届出)

- 6 住所、氏名又は商号を変更したときは、変更した日から15日以内に市長に届け出ること。

(占用継承の届出)

- 7 相続、合併その他の一般承継により道路占用の地位を承継したものは、承継の日から15日以内に市長に届け出ること。

(事故発生の届出)

- 8 道路の占用及び工事の施工により事故が発生したときは、ただちに市長に届け出ること。

(占用廃止等の届出)

- 9 占用に関する工事を中止し、又は占用を廃止するときは、あらかじめ原状回復について市長の指示を受け、占用を廃止した日から15日以内に届け出ること。

(許可事項変更の禁止等)

- 10 道路管理者の許可を受けずに許可事項（占用目的、占用物件の構造、工事の実施方法等）を変更し、又は占用物件に新たな物件等（広告、看板、標識、幕、電線等）を添加しないこと。

(占用の譲渡禁止等)

- 11 道路の占用許可によって生じた権利義務を他人に譲渡し、貸与し、又は担保その他の私権の目的に供してはならない。

(占用物件の除却等)

- 12 市長において、道路工事その他必要であると認めて占用物件の除却等を命じたときは、占用者の費用負担で指示のとおり施工すること。

(占用物件の維持管理)

- 13 道路構造の保全、道路交通の安全、美観その他公益に支障を及ぼさないよう占用物件の維持管理を行なうこと。

(紛議の解決)

- 14 道路の占用及び工事の施工により、道路管理者に損害を与え、又は第三者と紛議が生じたときは、占用者の責任において損害を賠償し、又紛議を解決すること。

(道路の損傷)

- 15 道路の占用及び工事の施工により道路を損傷したときは、市長の指示を受けこれを復旧し、その費用を負担すること。

(占用物件の構造)

- 16 占用物件の構造は、次によるものとする。

- (1) 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水等により、道路の構造、交通及び他の占用物件に支障を及ぼさない構造とすること。
- (2) 地下に埋設する電線、水管又は下水道管については、各戸引込管を除き当該占用物件にその名称、管理者、埋設の年その他保安上必要な事項（電気事業法の規定に基づいて設ける電線にあつては電圧）を2 m以下の間隔で、ビニールテープ等の耐久性を有するもので巻付け表示すること。なお、ビニールテープ等の地色は次のとおりとすること。

地下埋設管等	地 色
① 電 話 線	赤 色
② 電 力 線	オレンジ色
③ 水管(水道法)	青 色
④ 下 水 道 管	茶 色

- (3) 占用しようとする工作物及び物件を明確にするため、占用物件に対し必要とされる書類の添付を行なうこと。なお、詳細については、道路管理者と協議を行なうこと。

位置図・平面図・断面図・求積図・構造図・占用箇所の写真・利害関係人の同意書
標識及び保安設備の配置図（道路使用許可証）・誓約書・その他 等

(工事の着手完了)

- 17 道路の占用に伴い工事を着手しようとするときは、工事着手の3日前までに市長に届け出て工事施工上の指示監督を受け、工事が完了したときは、ただちに届け出て検査を受けること。なお、工事完了の届には、着手から完了までの施工状況写真を添付すること。

(工事中の交通対策等)

- 18 占用工事を道路上において施工するときは、道路交通の安全と円滑な運行を図るため、次のとおり措置するものとする。ただし、市長又は観音寺警察署長の指示があるときは、指示に従うこと。
- (1) 工事に先だって附近住民、関係機関等に周知し、理解と協力を得ること。
 - (2) 占用工事は、許可を受けた期間及び時間内に限ること。また、行楽シーズン又は年末年始等交通のふくそうする時期は避けること。
 - (3) 占用工事の実施に際しては、原則として道路の一侧は常に1車線の通路を確保すること。また、交通に支障を及ぼさないよう努め、掘削土砂、工事用の機械器具、材料等を路面にたい積し、又は散乱させないこと。
 - (4) 工事現場には、責任者を常時配置するとともに、工事を行なうときは交通整理員を配置すること。
 - (5) 工事区間の起点及び終点には、道路標識及び道路工事中の標示板を設置し、さらに工事箇所前方に工事箇所予告標示板を設置すること。
 - (6) 工事を夜間又は昼夜兼行で行なうときは、道路工事中の標示板の真上に夜間作業又は昼夜兼行作業の標示板を設置すること。
 - (7) 工事のためう回路を設けるときは、う回路の入口及びう回路の途中の各交差点にまわり道の標示板を設置すること。
 - (8) 標示板には、夜間前方から確認できる照明又は反射装置を施すこと。
 - (9) 工事現場には、バリケード等の防護施設を設け、夜間は赤色灯を設置すること。
 - (10) 道路標識、標示及び防護施設は、堅固な構造で所定の位置に整然と設置し、修繕、塗装、清掃等の維持管理を行なうこと。
 - (11) 掘削土砂等で、消防施設、水道施設、マンホール等の所在箇所を不明瞭にし、又は接近を困難にしないこと。

(掘削方法)

- 19 道路の掘削は、次の方法により実施するものとする。
- (1) 舗装路面における掘削(のり面)勾配は、原則として2分とすること。ただし、土留工を施すときはこの限りでない。

- (2) 掘削は、みぞ掘り、つぼ掘り、推進工法その他これに準じるものとし、えぐり掘りはしないこと。
- (3) 掘削は、遣り形を設けてていねいに掘削すること。
- (4) 舗装路面の取り壊しは、のみ又はコンクリートカッター等でていねいに切り取って行なうこと。
- (5) 工事中的わき水又はたまり水は、道路構造に影響を及ぼさないように路面外に排出すること。ただし、ためます等で土砂を取り除いた後に附近の排水溝へ誘導すること。
- (6) 取り壊した舗装版及び掘削した土砂は、ただちに道路敷外へ搬出し、道路上に積み上げないこと。
- (7) 道路を横断して掘削するときは、原則として区分工事とし、常時片側通行可能な状態で施工すること。
- (8) 家屋に接近して道路を掘削するときは、人及び車両の出入りを妨げないよう措置すること。
- (9) 掘削場所又はその附近に既設の地下埋設管があると認められるときは、あらかじめ当該占有者と協議を行ない、試掘、防護、移設、その他保安上必要な措置を講ずること。
- (10) 道路の掘削箇所は、特別な理由により市長の許可を受けたときを除き当日中に埋戻すこと。なお、当日中に埋戻しできない路面は、市長の指示を受け覆工等の措置を講ずること。
- (11) 下水道管における道路の横断箇所は、最小限に止め、道路に対して直角に横断するものとする。

(埋戻し方法)

20 掘削箇所の埋戻しは、次の方法により実施すること。

- (1) 埋戻しは、クラッシュラン、良質の花崗土及び砂によるものとし、各層20cm毎に振動ローラ又はタンパにより十分締固め、下層路盤の支持力が平板載荷試験により、自歩道舗装箇所でk 30 値 20kg/cm² 以上、簡易舗装以上の舗装箇所でk 30 値 28kg/cm² 以上となるようにすること。

イ. クラッシュランは、修正 CBR30 以上、PL6 以下で下記（JISA5001）の粒度範囲に合格するものを使用すること。

ふるいの呼び名 mm		ふるいを通るものの重量百分率 %									
		60	50	40	30	25	20	13	5	2.5	1.2
呼び名	粒度 範囲 mm										
C-40	40~0		100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25	

- ロ. 花崗土は、修正 CBR20 以上のものを使用すること。
- ハ. 地下水位が高い等の状況により花崗土使用するのが不相当なときは、市長の指示によりクラッシャーラン及び砂のみで埋戻すこと。
- ニ. 締固めは、復旧幅1.0m以上の場合、振動ローラで20cm毎に5回以上、1.0m未満の場合、タンパで20cm毎に10回以上行なうこと。
 - (2) 工事中的わき水又はたまり水は、路面外に排出しながら埋戻すこと。
 - (3) くい、矢板等の引抜きにあたっては、地盤を破壊しないようにていねいに引抜き、崩壊の恐れのあるときは、市長の指示を受けて埋戻すこと。
 - (4) 埋戻し完了後は、ただちに市長に届け出て、埋戻しの検査、路面の復旧等について指示を受けること。なお、埋戻しの検査は、平板載荷試験及びブルーフローリングによるものとし、占用者の費用負担で市長が指定する箇所（平板載荷試験は200mに1箇所程度）について実施すること。

(路面の復旧方法)

- 21 路面の復旧は、次の方法により実施するものとする。
- (1) 砂利道路については、路面までクラッシャーランで埋戻し、良質の花崗土で目潰しをすること。
 - (2) 舗装道路については、埋戻し完了後市長の指示を受けて、速やかに舗装の仮復旧工事を施工すること。
- イ. 仮復旧は、原則として加熱アスファルト混合物（密粒度アスコン）を使用すること。ただし、復旧面積が小規模でかつ交通量の少ないときは、市長の指示によりレミファルト等を使用してもよい。
- ロ. 仮復旧の舗装厚は、次のとおりとすること。
- 自歩道舗装箇所は、原則として3cm。ただし、車両の通行の多い出入口部分は4cm、特に大型自動車の通行の多い出入口部分は5cm。
 - 簡易舗装箇所は4cm。
 - アスファルト舗装（LA交通）以上の箇所は5cm。ただし、1日の交通量が10,000台以上の箇所は8cm。
- ハ. 掘削工事に伴い消失した路面標示も復旧すること。
- ニ. 仮復旧完了後、本復旧までの間に、掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に沈下又はきれつ等の損傷が生じたときは、市長より手直しの指示をすることがある。
- (3) 舗装の本復旧工事を占用者において施工するときは、市長の指示により、仮復旧完了後3箇月以上の期間をおき、掘削部分に影響部分を加えた範囲について本復旧工事を施工すること。なお、工事の施工方法は、観音寺市土木工事共通仕様書によること。

(その他の復旧等)

22 道路の構造物及び附属物を破損したときは、原状に復旧し、芝付法面については、張芝をして完全に復旧すること。また、工事が完了したときは、速やかに工事用機械器具、発生材料等を道路から搬出し、路面及び排水施設を清掃すること。

(工事箇所の維持管理等)

23 占用工事が完了し市長に復旧についての検査を受け引継ぎをするまでは、定期的に巡回して、良好に維持管理をすること。なお、占用工事完了の日から次に定める期間中に、占有者が本復旧工事を施工した部分又は推進工法により掘削した部分（影響部分を含む。）の道路に、沈下、きれつ等の損傷を生じたときは、市長の指示により、原則として占有者の負担で手直しを実施すること。

イ. 簡易舗装以上の舗装箇所は2年間。

ロ. 自歩道舗装箇所その他は1年間。

道路占用許可申請書
協議

新規 更新 変更 第 年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 殿

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

担当者(連絡先) 氏名 _____

TEL _____

道路法第 32 条の規定による 許可を申請 します。
35 協 議

占用目的			
占用の場所	路線名	車道・歩道・その他 ()	
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事实施 の方法
道路の 復旧方法		添付書類	
交通制限 の方法			
備考			

注意

- 「許可申請」、「第32条 及び 「許可を申請 協議」 第35条」については、該当するものを○で囲むこと。
- | | | |
|----|----|----|
| 新規 | 更新 | 変更 |
|----|----|----|

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書または回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類。
- 「占用目的」の欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記入すること。
- 「占用物件」の欄の「名称」の欄には、工作物、物件又は施設の名称を、「規模」の欄には、規模又は規格(縦、横、高さ等)を記入すること。
- 「工事实施の方法」の欄には、工事を伴うものについて、工事の方法(掘削の場合は「開削」、「シールド」、添加で足場を組む場合は、「足場」等)を記入すること。

道路占用許可申請書 協議

新規	更新	変更	第 年 月 日
----	----	----	---------

観音寺市長 佐伯明浩 殿

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

担当者(連絡先) 氏名 _____

TEL _____

道路法第 32 条の規定による 許可を申請 します。
35 協 議

占用目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他 ()
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事实施 の方法
道路の 復旧方法		添付書類	
交通制限 の方法			
備考			

道路占用に関する協議書

観建第 号
令和 年 月 日

三観広域行政組合南消防署長 殿

観音寺市長 佐伯明浩 印

道路法第32条第5項の規定に基づき、上記道路占用 許可申請 協議 について協議致します。
なお御回報をお願い致します。

道路占用許可申請書

新規	更新	変更	第	号
			年	日
			月	

観音寺市長 佐伯明浩 殿

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

担当者(連絡先) 氏名 _____

TEL _____

道路法第 32 条の規定による 許可を申請 します。
35 協 議

占用目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他 ()
	場所		
占用物件	名称	規模	数量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事实施 の方法
道路の 復旧方法		添付書類	
交通制限 の方法			
備考			

道路占用に関する協議書

観建第 号
令和 年 月 日

観音寺警察署長 殿

観音寺市長 佐伯明浩 印

道路法第32条第5項の規定に基づき、上記道路占用 許可申請 について協議致します。
なお御回報をお願い致します。
協 議

道路工事届出書

年 月 日	
観音寺市長 佐伯明浩 殿	
届出者	
住所	
(電話 番)	
氏名	
(印)	
工事予定日時	
路線及び箇所	
工事内容	
現場責任者氏名	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考

1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること
2. 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
3. ※印の欄は記入しないこと。
4. 工事施工区域の略図を添付すること。

誓 約 書

観音寺市長 佐 伯 明 浩 殿

標記申請について、今後、申請地が土木工事等により市において必要が生じた場合は、許可期間中といえども申請者において、直ちに原形に復旧し、市に返却します。

その際、除却、移転等に要する費用は一切申請者が負担します。又、許可期間中、本申請に起因する紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決します。

以上、誓約いたします。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

印

<h1 style="margin: 0;">着 手 届</h1> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">観音寺市長 佐伯明浩 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">住所 申請人 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">印</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">下記のとおり着手しましたからお届けします。</p>		<p style="margin: 0;">受 付</p>			
名 称					
場 所					
目 的					
面積又は数量					
期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
許可年月日 及び番号	年 月 日		観建第 号		
工事期間	年 月 日 から		年 月 日 まで		
着手年月日	年 月 日				
備考欄					
	決 裁	課長	補佐	係長	係

<h1 style="margin: 0;">完了届</h1> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">観音寺市長 佐伯明浩 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">住所 申請人 氏名</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">印</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">下記のとおり完了しましたからお届けします。</p>					<p style="margin: 0;">受 付</p>	
名 称						
場 所						
目 的						
面積又は数量						
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
許可年月日 及び番号	年 月 日 観建第 号					
工事期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
完了の年月日	年 月 日					
備考欄						
	決 裁	課長	補佐	係長	係	

※完了に際しては、工事中及び竣工写真を添付のうえ、完了届を提出すること。

<h1 style="margin: 0;">廃止届</h1> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">観音寺市長 佐伯明浩 殿</p> <p style="margin: 0;">住所 申請人 氏名</p> <p style="margin: 0;">印</p> <p style="margin: 0;">下記のとおり廃止しましたからお届けします。</p>					<p style="margin: 0;">受 付</p>	
名 称						
場 所						
目 的						
面積又は数量						
期 間	年 月 日 から		年 月 日 まで			
許可年月日 及び番号	年 月 日		観建第 号			
工事期間	年 月 日 から		年 月 日 まで			
廃止の年月日	年 月 日					
備考欄						決
	課長	補佐	係長	係	裁	

※廃止に際しては、工事中及び廃止写真を添付のうえ、廃止届を提出すること。

本 復 旧 届

年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 殿

受 付

住 所
申請人
氏 名

印

下記のとおり しましたからお届けします。

名 称					
場 所					
目 的					
面積又は数量					
期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日	観 建 第	号		
工 事 期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで		
の年月日	年 月 日				
備考欄	決	課長	補佐	係長	係
	裁				

仮復旧届

年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 殿

住所
申請人
氏名

印

下記のとおり しましたからお届けします。

受 付

名 称					
場 所					
目 的					
面積又は数量					
期 間	年 月 日 から	年 月 日	まで		
許可年月日 及び番号	年 月 日	観	建	第	号
工事期間	年 月 日 から	年 月 日	まで		
の年月日	年 月 日				
備考欄	決	課長	補佐	係長	係
	裁				

様式第4号(第11条関係)

年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 殿

住 所

氏 名

電 話

()

㊞

道路占用者住所・氏名変更届

観音寺市道路占用規則第11条第2号の規定により届出します。

占 用 目 的			
占 用 場 所	路線名		
	場 所		
許 可 番 号	観建第 号		
許 可 年 月 日			
占 用 期 間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
変 更 理 由			
住 所 変更前 氏 名 電 話	㊞ ()	住 所 変更後 氏 名 電 話	㊞ ()
観建第 号 年 月 日			
上記変更届については、受理しました。			
観音寺市長 佐伯明浩			

備考 申請者が法人である場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には代表者の氏名を記載すること。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

観音寺市長 佐伯明浩 殿

住 所

氏 名

電 話

()

印

道路占用廃止・許可取消申請書

観音寺市道路占用規則第11条第2号の規定により届出します。

占 用 目 的		
占 用 場 所	路線名	
	場 所	
許 可 番 号	観建第	号
許 可 年 月 日		
占 用 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
工 事 期 間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
備 考		
観建第 号 年 月 日		
上記道路占用廃止・許可取消申請については、申請のとおり許可する。		
観音寺市長 佐伯明浩		

備考 申請者が法人である場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には代表者の氏名を記載すること。

様式第6号(第15条関係)

工 事 掲 示 板

道 路 工 事 中	
工 事 種 別	
区 間 ・ 延 長	
期 間	
施 工 者 名	
事 業 者 名	

同意書

記

観音寺市 の土地に共同住宅を建築するにつき、
同番地先水路に雨水を放流することに同意します。

年 月 日

水利総代

地元水利組合